



TPNW

TREATY ON THE PROHIBITION  
OF NUCLEAR WEAPONS

# First Meeting of States Parties

TREATY  
ON THE PROHIBITION  
OF NUCLEAR WEAPONS

CONFERENCE WEBSITE



LOCATION MAP

コメント

核兵器禁止条約と核不拡散条約を結ぶ市民の行動

核フォーラム

主催：日本反核法律家協会

2022年7月15日

核兵器廃絶日本NGO連絡会幹事  
河合 公明

# 締約国会合の成果

- 行動計画と宣言
  - 核兵器禁止条約（TPNW）第1回締約国会合は、50の行動を示す「行動計画」と条約の目的と目標を確認する「宣言」を採択して終了
  - 今回の締約国会合より、核兵器の法的禁止から廃絶に向けた具体的な取り組みがスタート
- 最大の成果
  - 廃絶に向けて「何をするのか」という行動を示した点
  - その行動は市民社会にも関わる。行動計画には「市民社会」という言葉が繰り返し書き込まれている
  - 市民社会の果たす役割、市民社会を構成する一人ひとりの市民の役割に大きな期待が寄せられていることが、行動計画の特徴
  - この特徴はTPNW成立の経緯に由来

# 市民社会の役割の重要性

## ■ 市民の役割の重要性

- 市民の役割が重要であるという点は、核兵器の禁止が条約という形式をとっている現在において特別の意味
- TPNWは条約により核兵器そのものを初めて禁止したが、条約という形式のため、参加していない国（非締約国）には禁止の義務が及ばない
- 非締約国を条約に参加させるためには、その国の市民が政府に働きかけて政策を変更させる必要
- そのため、TPNWの締約国数を増やす普遍化には市民の力が不可欠

## ■ 日本への含意

- 米国の「核の傘」のもとにある安全保障政策を採用する日本が、TPNWの締約国になるためには、日本の市民社会の働きかけが引き続き重要

# 核兵器の非人道性

- 宣言の内容
  - 核兵器がもたらす壊滅的な人道上の影響は、適切に対処することができず、国境を越え、人間の生存と幸福に重大な影響を与え、生存権の尊重と相容れない (パラ3)
  - 核兵器は、破壊、死、移住をもたらすのみならず、環境、社会経済的持続可能な開発、世界経済、食糧安全保障、現在および将来の世代の健康、女性や少女に与える不釣り合いな影響についても、長期にわたる深刻な損害を与える (パラ3)
- 宣言の意義
  - 宣言は、2013年にオスロで開かれた核兵器の人道上の影響に関する第1回国際会議の議長サマリーの内容を確認するもの

# 核兵器の非人道性と国際人道法

- 制御不可能な影響
  - 核兵器の使用がもたらす問題は、使用に伴う制御不可能な影響が空間にとどまるものではないところにある
  - 核兵器使用の影響、とりわけ放射線による影響は、敵対行為が発生している期間にとどまらず、その終了時を超えて中長期的に持続（核兵器の合法性に関する国際司法裁判所（ICJ）勧告的意見）
  - 核兵器と通常兵器の根本的な違いは、前者は爆発時に放射線を放出すること（伊藤一長・長崎市長、ICJ口頭陳述）
- 2010年の核不拡散条約（NPT）再検討会議における合意<sup>(1)</sup>
  - 「核兵器のいかなる使用も壊滅的な人道上の結末をもたらすことに深い懸念を表明」
  - 「すべての締約国が、いかなる時も、国際人道法を含め、適用可能な国際法を遵守する必要性を再確認」

(1) NPT Doc., NPT/CONF.2010/50, Conclusions and recommendations for follow-on actions, Nuclear Disarmament, A(v).

# ジュネーブ諸条約第1追加議定書51条4項(c)

- ▶ 国際人道法の慣習法規則に関する包括的な研究
  - 国際人道法の要請に従ってその効果を制限することができない戦闘の方法または手段を用いる攻撃は、「無差別攻撃」であるとされる。この規則は、「その効果が時間的、空間的に制御できない兵器」に適用される<sup>(2)</sup>
- ▶ アレクサンダー・ブレイテガーの研究
  - 国際人道法の観点からクラスター爆弾の問題を分析
  - 兵器の使用の影響に関するジュネーブ諸条約第1追加議定書51条4項(c)につき、一般論として、「意図として当初は一般的に軍事目標に向けられていたかもしれないが、その後、時間および空間において制御不可能になる兵器や戦術に対する禁止を意味している」<sup>(3)</sup>

(2) Jean-Marie Henckaerts and Louise Doswald-Beck, *Customary International Humanitarian Law* (Cambridge University Press, 2005), p. 43.

(3) Alexander Breitegger, *Cluster Munitions and International Law: Disarmament With a Human Face?* (Routledge, 2012), p. 45.

# 市民にできる行動

- 核兵器禁止条約に関連する国際法を用いた議論
  - 国際慣習法や第1追加議定書の定める「限度を超える影響」と、核兵器の使用に伴う放射線のもたらす「制御不可能な影響」との関係に焦点を当てることは、国際人道法における文民保護のための区別原則の目的に適う
  - 核兵器の使用による放射線の影響は中長期にわたり、国際人道法が要求する制限の範囲に制御できない。それゆえに無差別攻撃にあたるという議論は十分に可能
  - 締約国会合で採択された宣言のパラ3に関わる上記の点を指摘していくことは、行動計画で期待されている市民にもできる行動ではないか
- 市民の側の「質問力」
  - 日本は「法の支配」を国益と定義（[2013年国家安全保障戦略](#)）。日本に適用可能な国際法は何か。その国際法上の義務と核兵器の使用は両立するか
  - 私たちにできることは、核兵器の廃絶に向け、日本がどのように努力するのかについて政府に問い合わせ、説明を求めること



ご清聴ありがとうございました